

## 開発許可等の事務に係る標準処理期間の設定について

### 1 目的

牛久市行政手続条例第 6 条の規定により、開発許可等の申請に係る処分に要する標準的な期間を定めることにより、開発許可等の事務における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

### 2 標準処理期間

開発許可等の申請に対する処分に要する標準的な期間は、許認可等の区分に応じ別表のとおりとする。ただし、茨城県開発審査会（以下「審査会」という）の議を経ることを要する事案については、別表の定めに係らず、審査会の議を経た後、速やかに処分するものとする。

### 3 標準処理期間に係る日数の算定

(1) 標準処理期間に係る日数は、申請書等が市の担当課に到達した日から起算し、当該申請に対する処分を行うまでの日数とする。

(2) 次に掲げる日数は、標準処理期間に係る日数に算入しないものとする。

ア 申請書等の不備を補正するために要する日数

イ 申請の途中で申請者が申請内容を変更するために要する日数

ウ 特別の事情により、審査に必要な書類を追加するために要する日数

エ 関係法令等との調整に要する日数

オ 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定する週休日及び休日の日数

カ その他申請者の都合により要した日数

### 4 標準処理期間の公表

標準処理期間の公表は、担当課に掲示するとともに、市ウェブサイトへ掲載すること等により行うものとする。

### 附則

この取扱いは平成 27 年 11 月 1 日より適用する。

## 別表

許認可等の区分	根拠法令、条項	標準処理期間
開発行為の許可（5ha未満）	法第29条第1項	20日
開発行為の許可（5ha以上）	法第29条第1項	40日
公共施設の管理者の同意等（5ha未満）	法第32条第1項	27日
公共施設の管理者の同意等（5ha以上）	法第32条第1項	40日
開発許可の特例（5ha未満）	法第34条の2	20日
開発許可の特例（5ha以上）	法第34条の2	40日
開発行為の変更許可（5ha未満）	法第35条の2第1項	20日
開発行為の変更許可（5ha以上）	法第35条の2第1項	40日
完了検査及び完了検査済証の交付	法第36条第2項	15日
工事完了公告までの間において行われる建築又は建設の承認	法第37条第1項	15日
建築物の建ぺい率等の制限に関するただし書許可	法第41条第2項ただし書	20日
開発許可を受けた土地における建築等の制限に関するただし書許可（5ha未満）	法第42条第1項ただし書	20日
開発許可を受けた土地における建築等の制限に関するただし書許可（5ha以上）	法第42条第1項ただし書	40日
開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可（5ha未満）	法第43条第1項	20日
開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可（5ha以上）	法第43条第1項	40日
国又は都道府県等が行う開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可（5ha未満）	法第43条第3項	20日
国又は都道府県等が行う開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可（5ha以上）	法第43条第3項	40日
地位の承継承認	法第45条	15日
開発登録簿の写し交付	法第47条第5項	1日
開発行為又は建築に関する証明書等の交付（5ha未満）	規則第60条	20日
開発行為又は建築に関する証明書等の交付（5ha以上）	規則第60条	40日

法＝都市計画法（昭和43年法律第100号）

規則＝都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）